

2016年12月20日

お客様各位

出港前報告制度 HOUSE B/L情報の報告義務周知お願いの件

平素は、弊社サービスをご利用頂き厚く御礼申し上げます。

さて、出港前報告制度が2014年3月に施行されまして、積地出港24時間前までにHOUSE B/L情報につきましても報告することがNVOCC(荷送人)様に義務付けられております事、ご既承の通りでございます。

日本国税関より国内外のNVOCC様に対しまして、本年10月に同制度の遵守に関して改めて周知が実施されましたが、弊社にて輸送させて頂いておりますNVOCC様の貨物につきまして、House B/Lの未報告による日本国税関よりの船卸一時停止通知 (SPD) を受信するケースが発生している状況でございます。

本邦のNVOCC(荷受人)様におかれましては、この機会に改めまして積地カウンターパートのNVOCC様(荷送人)に、House B/L報告義務の周知徹底のご協力を賜ります様、何卒宜しくお願い申し上げます。

関税法の規定では、報告期限までにHOUSE B/L情報の報告がなされていない貨物(日本向け貨物、日本を経由する第三国向け貨物)については、日本の港での船卸しが許可されず、日本以外の港や積地等への揚地変更を余儀なくされます事、また報告期限までに報告がない貨物につきましては、法律により罰せられることがあります事、何卒ご留意賜ります様、お願い申し上げます。

当該制度に関する日本国税関のウェブ・サイトリンクをご参考までご案内致します。

(日本語) http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/index.htm

(英語) <http://www.customs.go.jp/english/summary/advance/index.htm>

何卒状況をご賢察頂き、当該制度に関するご理解、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

以上